令和５年第７回弥彦村議会（１２月）定例会

議　事　日　程　（第３号）

令和５年１２月１９日（火曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第７５号　弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　２　議案第７６号　弥彦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　３　議案第７７号　弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第　４　議案第７８号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第８号）

日程第　５　議案第７９号　令和５年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　６　議案第８０号　令和５年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第　７　議案第８２号　新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について

日程第　８　請願第　４号　若者も安心できるよう物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願

日程第　９　請願第　５号　緊急事態に対応できる憲法の実現に向けた国会審議を求める請願

日程第１０　請願第　６号　地方自治法第９９条の規定に基づき、緊急事態条項を新設する憲法改正についての意見書を国会、内閣総理大臣、関係行政庁に送ってください

（以上１０案件　総文厚産常任委員長報告）

日程第１１　議案第８１号　令和５年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）

（以上　１案件　競輪常任委員長報告）

日程第１２　議案第８３号　弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第１３　議案第８４号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第９号）

日程第１４　発委第　４号　若者も安心できるよう物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書

日程第１５　発委第　５号　緊急事態に対応できる憲法の実現に向けた国会審議を求める意見書

日程第１６　議員派遣の件について

日程第１７　議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について

日程第１８　総文厚産常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

日程第１９　競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１０名）

１番	安　達　宏　行	２番	石　川　　喬
３番	樋　浦　久　夫	４番	花　井　譲　温
５番	丸　山　　浩	６番	古　川　七　郎
７番	板　倉　恵　一	８番	柏　木　文　男
９番	小　熊　　正	１０番	本　多　隆　峰

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村　長	本　間　芳　之	教育長	小野塚　正　史
総務部長	志　田　　馨	産業部長	髙　橋　信　弘
防災課長	小　林　健　仁	デジタル行政推進課長	宇　野　　誠
税務課長	浜　田　禎　介	住民課長兼福祉課長	坂　爪　明　博
健康推進課長	松　井　裕美子	農業振興課長	石　川　秀　雄
観光商工課主幹	丸　山　竜　一	建設企業課長	丸　山　栄　一
公営競技事務所長	柳　川　治　美	会計管理者	水　沢　正　一
こども教育課長	富　田　　憲	社会教育課長	小　出　将　浩

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊　藤　和　恵	書　記	春　日　史　子

◎開議の宣告

○議長（本多隆峰議員）　おはようございます。

ただいまから令和５年第７回弥彦村議会12月定例会を再開します。

現在の出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（本多隆峰議員）　本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご協力をお願いいたします。

◎総文厚産常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　最初に、日程第１、議案第75号　弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10、請願第６号　地方自治法第99条の規定に基づき、緊急事態条項を新設する憲法改正についての意見書を国会、内閣総理大臣、関係行政庁に送ってくださいについてまでの条例３案件、補正予算３案件、その他１案件、請願３案件を一括して議題とします。

以上の10案件につきましては、総文厚産常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いします。

５番、丸山総文厚産常任委員長。

○総文厚産常任委員長（丸山　浩議員）　令和５年第７回12月定例会総文厚産常任委員会審査報告。

今定例会で本委員会に付託された議案は、条例３案件、補正予算３案件、その他１案件、請願３案件の合計10案件でした。

これより審査の概要について報告します。

初めに、議案第75号から議案第77号までの条例３案件についての審査では、質疑はありませんでした。

次に、補正予算３案件のうち、議案第78号　一般会計補正予算（第８号）についての審査では、燕・弥彦地域公共交通会議について、設立時期、目的、今までの活動状況、予算規模等について詳細な説明をとの質疑に、燕・弥彦地域公共交通会議は平成26年４月に設立された。設立の根拠及び目的は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の規定に基づき、燕市と弥彦村における地域公共交通網形成計画の作成及び実施、並びに地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等、旅客運送の確保、その他の旅客の利便を増進し、地域の実情に即した運送サービスの実現に必要となる事項を協議するために設置するものであります。平成26年度まで運行していた村内巡回バスに代わるものとして、燕市と弥彦村の地域公共交通を実施するに当たり、有利な補

助金を受けるため、地域公共交通会議の設置が必須であった。また、燕市と弥彦村で定住自立圏が形成され、その項目の一つに地域公共交通ネットワークの構築が挙げられたこともあり、広域循環バス、やひこ号、スワロー号、おでかけきららん号を運行している。

予算規模については、令和５年度当初予算では1,606万6,000円である。令和４年度決算では、公共交通会議の予算規模は約5,750万円であり、燕市が約3,820万円、弥彦村が約1,360万円負担しているとの答弁でした。

弥彦村図書館、らいわ弥彦の職員数はとの質疑に、図書館については正規職員を３名採用予定であったが、１名採用できなかったため、正規職員は２名で運営している。会計年度任用職員は11名であるとの答弁でした。

関連して、来館者数が３万人に達したが、どのような方法で把握したのかとの質疑に、階段とエレベーターにカウンターを設置しているとの答弁でした。

夢の木はうすの空調機が故障したため、入替えに要する71万5,000円の予算計上に関し、入替えではなく修理で対応はできないのかとの質疑に、夢の木はうすのエアコンは建築当初からのもので、既に24年以上経過している。修理部品の供給終了などの問題から修理不能となったため、入替えを行うものである。現在のエアコンは、省エネ性能が格段に向上しており、光熱水費の低減につながると考えているとの答弁でした。

タブレット等修繕費に関して、児童・生徒１人に１台貸与しているタブレットの故障や損傷の修理費とあるが、利用の状況や破損の状況について伺うとの質疑に、児童・生徒に１人１台貸与しているタブレットの利用状況であるが、ほぼ毎日授業で活用されている。使用場所としては、教室のほか、校外学習で外に持ち出すこともある。また、持ち帰って自宅で学習したり、インフルエンザ等で臨時的に学級閉鎖になったときなど、オンライン授業を受けることができる。貸与期間は、小学校は６年間、中学校は３年間である。卒業する児童・生徒のタブレットは、きれいにしてそれぞれ新１年生へと引き継がれている。故障や損傷の状況であるが、内臓カメラの不具合が最も多く、次に多いのが液晶画面の破損、本体の破損などである。故障想定数は、当初予算で10台、補正予算で15台分見ているとの答弁でした。

中学校エレベーター設置工事設計業務委託料856万1,000円に関して、設置理由、設置箇所等、詳細は、また設計業務委託料がかなり高額と思えるが、どのようなものを造る予定なのかとの質疑に、中学校エレベーターの設置理由は、バリアフリー法改正に伴う国の設置目標と、車椅子の小学生が中学校に入学するタイミングに合わせる形で、令和７年度までに設置するものである。設置箇所については、現在２つの案がある。一つは玄関に入ってすぐの吹き抜けの部分で屋内に設置、もう一つの案は、特別教室等へ行く廊下の外側に増築する形で設置するものである。費用的には大きな差がないため、利用する子供の動線によって決めたいと考えている。エレベーターの大きさは、バリアフリー対応の13人乗りを想定しているとの答弁でした。

配食サービス新規利用者の利用料に関連して、配食サービスボランティアの確保が困難で、シルバー人材センターに委託しているとのことだが、現在の配食ボランティアの組織及び活動状況

を伺うとの質疑に、配食サービス事業は役場、社会福祉協議会、桜井の里の３者が協力して行っている事業で、ボランティアの管理は社会福祉協議会で行っている。現在のボランティア数は37人であるが、配食サービス事業は365日実施しており、１日４人のボランティアが必要であるため、37人だけでは事業を支え切れない状況である。このため、シルバー人材センターに配達を委託し、事業を継続しているとの答弁でした。

老人保護措置費の増額について、老人福祉法第10条の４第１項第３号の規定に基づく措置として、特別養護老人ホーム桜井の里ショートステイに必要な経費の計上とのことだが、詳細を伺うとの質疑に、老人福祉法第10条の４に規定されている措置とは、やむを得ない事由により介護サービスを利用することが著しく困難であるときに、市町村が強制的に介護サービスの利用につなげることである。このやむを得ない事由とは、家族からの虐待や生活困窮、認知症などにより本人の意思決定能力がない状態のことを指す。今回のケースは、村内の独り暮らし高齢者の方が認知機能の低下により本人の意思決定ができない状態で、このままでは生命の危険があると判断したため、桜井の里ショートステイの利用を始めていただいた。これに係る経費であるとの答弁でした。

子ども医療費助成金450万円の増額に関して、子供人口が減少している中、扶助費が増えている理由はとの質疑に、子供の人口は減少しているが、受診件数は昨年同時期と比べ1,200件以上増加している。増額の要因は、今年は５月から外出制限の緩和などにより交流の機会が増え、また夏場からインフルエンザが流行していることが影響していると考えられるとの答弁でした。

大口径ライフル射撃場建設工事における負担金に関して、射撃場の詳細、また弥彦村猟友会の会員数はとの質疑に、射撃場のライフル射座数は５つで、標的の距離は50ｍ、100ｍ、150ｍの３つあり、そのほかに管理事務室や会議室などがある。工事費は、工事管理費込みで１億7,589万円である。また、弥彦村の猟友会の会員数は９名であるとの答弁でした。

議案第79号　国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についての審査では、高額療養の対象となった主な病名は何か、またそれら病気に対する村の対応はとの質疑に、令和５年度国民健康保険療養費として支出が多いものは、１番目は慢性腎臓透析を含む慢性腎臓病、２番目は肺がん、３番目は脳梗塞、４番目は糖尿病疾患であり、高額療養についても同じ傾向がある。これらの疾病には、主に生活習慣が大きく関連すると考えられる。ご自身より健康状態を把握してもらう必要があるため、人間ドック費用の助成や特定健診の受診勧奨を実施している。また、健診時には保健指導や栄養指導を、健診後には健診結果相談会や訪問を行い、改善が必要な方に指導を行っているとの答弁でした。

議案第80号　介護保険特別会計補正予算（第２号）についての審査では、質疑はありませんでした。

次に、議案第82号、その他１案件の審査では、質疑はありませんでした。

次に、請願３案件の審査では、請願第４号は紹介議員の石川喬議員より、請願第５号は安達宏行議員より、請願第６号は柏木文男議員よりそれぞれ請願趣旨の説明があり、審査に入りました。

請願第５号と請願第６号は、内容が真逆であり、相入れないものではないかとの質疑に、そのように解釈して構わないとの答弁でした。

請願第６号について、日本国の最高法規は日本国憲法であり、立憲主義国家の日本においては、憲法に違反する法律、政令、条例は当然制定することができない。この請願の説明文の中には、緊急事態が発生したときは、特別措置法で対応すべきとある。日本国憲法においては、緊急事態に対応できる条項がないので、特措法で対応している。その場合、基本的人権を侵害してしまうような法が制定される心配があるのではないかとの質疑に、日本国憲法は昭和22年５月３日から施行されて77年目になる。この日本国憲法は世界に誇れるすばらしい憲法である。これまでは、緊急事態が発生したときは、特別措置法を制定して対応してきた。これからも特別措置法で対応すればよいと考えているとの答弁でした。

以上が主な審査内容でした。

本委員会に付託された議案の条例３案件、補正予算３案件、その他１案件の７案件については、村長報告提案のとおり可決することに決定しました。

請願３案件については、審査の結果、請願第４号は採択することに決定、第５号は反対討論、賛成討論を行い、賛成７名、反対２名で採択することに決定、第６号は反対討論、賛成討論を行い、賛成２名、反対７名で不採択することに決定しました。採択に決定した請願第４号と第５号は、最終日に意見書を発案することにしました。

報告は以上であります。

令和５年12月19日、総文厚産常任委員長、丸山浩。

弥彦村議会議長、本多隆峰様。

○議長（本多隆峰議員）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

最初に、議案第75号　弥彦村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第75号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第76号　弥彦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第76号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第77号　弥彦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第77号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第78号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第８号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第78号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第79号　令和５年度弥彦村国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第79号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第80号　令和５年度弥彦村介護保険特別会計補正予算（第２号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第80号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第82号　新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第82号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

次に、請願第４号　若者も安心できるよう物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第４号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、請願第４号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、請願第５号　緊急事態に対応できる憲法の実現に向けた国会審議を求める請願について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、本案に反対の方の発言を許します。

７番、板倉議員。

○７番（板倉恵一議員）　初めに、私は九条の会に入っておりません。公平な立場で反対討論に参加したいと思います。

十数年も前から憲法改正の論議はあります。私の知る限りでは、令和４年２月から衆議院憲法改正審査会がほぼ毎週行われております。その中では、緊急事態条項や憲法９条についても討議されたり、賛成会派だけで条文案を検討するステージに入らざるを得ないとも言っております。12日の総文厚産委員会で、請願の中に９条が入っていないとも言っております。国会の中では、皆さんご存じだと思いますが、軍事費についてどう確保するのか、捻出についての提案がもう出されております。確かに、今回の請願の中には軍事費のぐの字もありません。でも、この請願書を見て、いろいろな方から軍事費増強や戦争時の憲法改正の論議だねと言われました。

現在、世界では国連という機構があります。国連がうまく機能しているかどうかは別にして、それぞれの国と国、国家間の連帯によって、永遠平和を築こうということでつくられました。でも、将来起こり得る核戦争を阻止することは難しいと思っております。

かつて日本が第１次世界大戦、第２次世界大戦の突入の状況を思い起こして、新しく憲法をつくるに当たっては、積極的非暴力平和主義を踏まえて憲法ができたとされております。

ウクライナ、ロシアの戦争を見てください。日に日に増える子供を含む国民の犠牲者の数、そんな中、ロシアのプーチン大統領は核弾頭使用もほのめかしております。広島、長崎の原爆で亡

くなった人、いまだに後遺症に苦しんでいる人も数多くおられます。

それでも、皆さんは憲法改正で戦争の２文字は入っていないから賛成ですと言うのでしょうか。ただ紙一枚送るだけでは済みません。聡明な議員の皆さんは、この一枚における心の重みというものを分かると思います。一生心の重みを背負っていく、それは避けたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　次に、賛成の方の発言を許します。

丸山浩議員。

○５番（丸山　浩議員）　請願第５号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今日では、感染症の蔓延や大地震、火山の噴火、大津波、土砂災害などの自然災害や連続テロ、更にクーデターや外国からの武力攻撃など、様々な緊急事態が考えられます。これらの中には、普通の法律で対応できる小規模な緊急事態もあれば、国が総力を挙げて取り組まなければ解決できない国家的な緊急事態もあります。国家的な緊急事態のうち、特に危惧されているのは、大規模自然災害や毒性と感染力の強い感染症の蔓延です。

このような緊急事態の発生により、国家が危機にさらされたとき、速やかに危機を克服し、国と国民の生命を守るために、国家としての存続を確保し、憲法秩序を維持することが重要であると考えます。

よって、国会において憲法審査会を定期的に開催し、建設的な、かつ斬新的な議論を促進し、国民的議論も喚起すると強く求めるとある請願第５号について賛成であります。緊急事態発生時に、国家の独立、国民の生命と財産を守るために国会において議論を行い、国民的議論を喚起する、この請願に対して賛成する討論であり、この請願第５号　緊急事態に対応できる憲法の実現に向けた国会審議を求める請願については賛成であります。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

請願第５号について、起立によって採決します。

この請願に対する委員長報告は採択であります。

この請願は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立多数〕

○議長（本多隆峰議員）　起立多数と認めます。

したがって、請願第５号は、委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第６号　地方自治法第99条の規定に基づき、緊急事態条項を新設する憲法改正についての意見書を国会、内閣総理大臣、関係行政庁に送ってくださいについて、委員長報告に対す

る質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第６号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択であります。

請願第６号を採択することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立少数〕

○議長（本多隆峰議員）　起立少数と認めます。

したがって、請願第６号は不採択することに決定しました。

◎競輪常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第11、議案第81号　令和５年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

以上１案件につきましては、競輪常任委員会に審査を願っておりますので、委員長から審査結果について報告をお願いします。

板倉競輪常任委員長。

○競輪常任委員長（板倉恵一議員）　それでは、令和５年第７回12月定例会競輪常任委員会審査報告を行います。

今定例会で本委員会に付託された議案は、補正予算１案件であります。

本委員会では、付託議案審査前に担当所長から売上げ及び収支状況等の報告があり、その後に審査に入りました。

これより議案第81号　競輪事業特別会計補正予算（第２号）について、審査の概要を報告いたします。

車券販売費１億1,603万4,000円の減収というが、今年度の寛仁親王牌の目標は幾らを予想し、予算を組んだのか、また実績は幾らだったのか改めて聞きたいとの質疑に、今年度の寛仁親王牌の目標は83億円、実績は82億185万7,400円であったとの答弁でありました。

続いて、寛仁親王牌の売上げについて、当初見込んでいた売上げ目標に比べ、減少した理由はとの質疑に、減額理由は私的であるが２点考えられる。１点目は、人気のある選手が寛仁親王牌開催前に落車により負傷し、欠場したこと、２点目は２日目と３日目の天候が雨天であったこと

であるとの答弁でした。

次に、競輪場の外では盛り上がりを感じなかったが、今年度の親王牌開催を受け、今後変えていったらよいという事項があれば伺うとの質疑に、以前、県道にのぼり旗を立て、競輪場までの道のりをにぎやかにしていた。大きなイベントであるので、今後検討していく。また、今年は手売り窓口を５か所増設したが、来年度は10か所にすることも考えている。このほか、関係各位からご意見をいただいており、改善に向け努めながら、来年度は目標額をクリアできるようにしたいと考えているとの答弁でした。

続いて、雨樋修繕工事についてメンテナンスはしていたのか、また雨樋だけでなく屋根の修繕も必要ではないのかとの質疑に、投票所棟の屋根のメンテナンスは毎年実施しているが、昭和45年に建てられたもので、53年が経過し、大分劣化している箇所が多くなってきている。雨樋と併せて、劣化している屋根の修繕についても業者と相談しながら、今後検討していくとの答弁でした。

報告は以上であります。

令和５年12月19日、競輪常任委員長、板倉恵一。

弥彦村議会議長、本多隆峰様。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

議案第81号　令和５年度弥彦村競輪事業特別会計補正予算（第２号）について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第81号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

◎議案第８３号及び議案第８４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第12、議案第83号　弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び日程第13、議案第84号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第９号）を議題とします。

これより提案者から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　それでは、令和５年第７回弥彦村議会12月定例会に追加提案いたします議案の要旨をご説明いたします。

議案第83号　弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産時における国民健康保険税の軽減措置を講じるため、所要の一部を改正するものでございます。

議案第84号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第９号）につきましては、既定の歳入歳出の総額52億4,175万8,000円に歳入歳出それぞれ6,287万2,000円を追加し、総額を53億463万円とするものであります。

歳入といたしましては、14款国庫支出金6,137万2,000円、15款県支出金150万円であります。

歳出の主なものといたしましては、２款総務費、総務管理費700万円、３款民生費、社会福祉費4,949万2,000円、６款農林水産業費、農業費402万円などであります。

今回の補正は、自動運転車両注意喚起標識等設置工事のほか、国の補正予算に対応した地方創生臨時交付金事業について補正をお願いするものであります。

以上で提案理由の説明を終わりますが、十分ご審議の上、ご承認いただけますようお願い申し上げます。

令和５年12月19日、弥彦村長、本間芳之。

○議長（本多隆峰議員）　ありがとうございました。

以上で説明が終わりました。

ただいま提案された２案件について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

樋浦久夫議員。

○３番（樋浦久夫議員）　私は、ただいま村長から提案がございましたものについて、２款総務費、１款総務管理費、８目企画費、14節工事請負費700万円のうち619万6,000円で、この内容の自動運転車両注意喚起標識等設置工事についてお伺いをいたします。

自動運転車両注意喚起標識等設置工事700万円のうち、道路標識設置工事費34基分、619万6,000円の説明が先回ございました。歩道内設置例写真によりますと、地上から看板下までの高さは250㎝、看板本体の高さは60㎝、看板幅は90㎝であるとの説明でございました。

設置例写真を拝見いたしますと、車道を通る車、特に大型車同士の擦れ違いに支障はないのかなという疑問を持ちました。もちろん本件提案に当たっては、道路管理者、それから公安、警察

等の協議は既に済んでいるものと思われますが、私は写真から想像するに、歩道の縁石から道路側に少し看板がはみ出しているように見えるのでございますが、車等の接触は心配がないのか、その辺を１点お聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　答弁を求めます。

村長。

○村長（本間芳之）　樋浦議員のご質問に対しては、担当課長より答えさせます。

○議長（本多隆峰議員）　デジタル行政推進課長。

○デジタル行政推進課長（宇野　誠）　それでは、お答えいたします。

標識の形状や設置箇所については、交通管理者である西蒲警察署からご指導いただいております。今回の標識については、国土交通省の道路標識設置基準というものがございまして、それに従っているかどうかというのも、この指導の内容に当然含まれているところであります。

ご質問の縦型標識の設置について、西蒲警察にお伺いしましたところ、短い時間で情報を分かりやすくご理解いただくためには、縦型よりも横型の標識が望ましいというご意見を頂戴しておるところであります。

先日の議案説明会で資料をお配りしました設置例の写真でございますけれども、分かりやすくするために、実際の寸法よりちょっと標識の部分を大きめに作っておりまして、誤解を与えてしまっているところに関しては申し訳ありません。

実際の施工については、板下2,500㎜、標識は歩道のブロックを超えないように設置いたしますので、ご心配の歩道の通行や車道の走行に関して、支障を来さないものということで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（本多隆峰議員）　樋浦議員、よろしいですか。

○３番（樋浦久夫議員）　了解いたしました。

○議長（本多隆峰議員）　ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。

これより提案された２案件は、会議規則第39条第３項の規定により、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。議案第83号及び議案第84号は、委員会付託を省略し、本日採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、議案第83号及び議案第84号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論、採決は１案件ごとに行います。

まず初めに、議案第83号　弥彦村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行

います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第83号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第84号　令和５年度弥彦村一般会計補正予算（第９号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第84号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の皆さんは起立願います。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎発委第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第14、発委第４号　若者も安心できるよう物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書についてを議題とします。

本案につきましては、提出者、総文厚産常任委員長、丸山浩さんから提案されております。

これより提案者から趣旨説明をお願いします。

５番、丸山浩議員。

○総文厚産常任委員長（丸山　浩議員）　それでは、若者も安心できるよう物価上昇に見合う老齢基礎年金等の改善を求める意見書について、趣旨説明をさせていただきます。

年金だけで暮らしている高齢者は、57.2％もいらっしゃいます。その中で、老齢基礎年金だけで生活している高齢者もおり、納付期間25年以上で月平均5.2万円です。納付期間25年未満では、月約１万9,000円です。衣食住の全ての分野を切り詰め、生活したとしても、この金額で生活することは不可能と思われます。誰でも年を取り、いつかは年金を受給することになります。しかし、この数字を見れば、若い世代も老後の将来の展望を持つことは難しいです。

相次ぐ年金削減により、生活保護世帯へ移行する高齢者も増えてきています。全国平均では、

生活保護受給者に占める高齢者の割合は、前年度より0.5ポイント増加し、2021年は55.4%にもなっています。

高齢者の生活保護世帯への以降は、自治体の財政を圧迫することになります。年金はほとんど消費に回ります。相次ぐ年金削減で地域経済は冷え込み、地方財政に大きな影響を与え、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金減額が続くならば、高齢者の生活はますます苦しくなるばかりです。消費を減らし、切り詰めた生活を行ったり、生活保護世帯への移行が増えたりすれば、住民税の減収とも相まって、ますます自治体の財政圧迫を招き、地域経済を冷え込ませます。

年金改革は待ったなしの状況です。国民の年金不安をなくし、老後の安心をつくり、あわせて自治体の財政健全化のために、物価上昇に合わせた年金改定を行うことが求められます。

意見書の詳細な説明については以上であります。

若者も高齢者も安心して老後を暮らせるよう、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求め、意見書を提出いたします。

提出の理由といたしましては、意見書の採択願を採択したので、意見書を提出するものであります。

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、厚生労働大臣としております。

以上です。

○議長（本多隆峰議員）　それでは、発委第４号について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第４号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、総文厚産常任委員長の提案された意見書のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（本多隆峰議員）　起立全員と認めます。

したがって、発委第４号は可決することに決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

◎発委第５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第15、発委第５号　緊急事態に対応できる憲法の実現に向けた国会審議を求める意見書について議題とします。

本案につきましては、提出者、総文厚産常任委員長、丸山浩さんから提案されております。

これより提案者から趣旨説明をお願いします。

丸山浩議員。

○総文厚産常任委員長（丸山　浩議員）　発委第５号　緊急事態に対応できる憲法の実現に向けた国会審議を求める意見書について説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、長期にわたって全国各地で拡大し、大きな被害をもたらしてきました。この間、全国の９割を超える中小企業の経営に深刻な影響が発生し、日本経済に大きな打撃を与えていました。更に医療従事者や病床の不足が解決できず、医療崩壊の危機を招くという想定されなかった事態が発生しました。

我が国では、未曽有の緊急事態に対して、新型インフルエンザ等対策特別措置法などに基づき対応してきたが、混迷を深める状況を踏まえて、有識者などから従来の法体系では限界があるのではないかという意見が出ています。

また、全国各地で自然災害が激甚化、頻発化し、毎年のように集中豪雨による風水害で甚大な被害が相次いでいます。今後、南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生も懸念されています。

加えて、ロシア軍によるウクライナ侵攻は、世界を震撼させ、戦争は主権と独立の維持が容易でないことを改めて想起させられました。翻って、中国の台頭による米中対立の激化、覇権主義による台湾有事は、日本有事を危惧する声も大きくなっています。

政治の最大の責務は、緊急事態発生時に国家の独立、国民の生命と財産を守ることである。多くの国民は、緊急事態に即時適切に対応して、国民生活を守るための憲法改正、法整備、施策の展開を期待していることから、国会において建設的な議論を進めるべきであります。

憲法の公布から77年が経過し、今こそ改憲議論を本格的に行うべきときが来ています。

よって、国においては、緊急事態に対応できる憲法の実現に向け、国会において憲法審査会の定期開催を維持し、建設的かつ斬新的な議論を促進するとともに、国民的議論を喚起するよう強く求めます。

以上を地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

提出の理由は、意見書の採択願が採択されたので、意見書を提出するものであり、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、防衛大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）。

以上であります。

○議長（本多隆峰議員）　それでは、発委第５号について、質疑があればこれを許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発委第５号について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は、総文厚産常任委員長の提案された意見書のとおり可決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（本多隆峰議員）　起立多数と認めます。

したがって、発委第５号は可決することに決定し、意見書を関係機関に提出することに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付した内容で議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付した内容で議員を派遣することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査について～競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

○議長（本多隆峰議員）　次に、日程第17、議会運営委員会の閉会中の特定事件（所掌事務）の調査についてから日程第19、競輪常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の調査についてまでの３案件を一括して議題とします。

このことについては、会議規則第75条の規定により、議会運営委員長並びに各常任委員長から、お手元に配付しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がなされております。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（本多隆峰議員）　異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎村長挨拶

○議長（本多隆峰議員）　以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもちまして12月定例会を閉会したいと思いますが、閉会前に村長からご挨拶をお願いいたします。

村長。

○村長（本間芳之）　令和５年12月定例会につきましては、初日にご提案いたしました８案件、そして本日追加提案いたしました２案件、計10案件とも全て全会一致で可決いただき、誠にありがとうございます。

追加提案いたしました補正予算には、低所得世帯への給付金が含まれていることから、一日でも早く対象者の皆様へ給付できるよう事務を進めてまいります。

17日からまとまった雪が積もり、18日未明より今期初めてとなる全村の除雪作業を実施いたしました。再び20日以降、気温が下がる予報が気象庁から発表され、かなりの降雪、強風も予想されております。消雪パイプや機械除雪を含め、除雪等、防災体制の確認を改めて行うとともに、ＧＰＳを活用した除雪の見える化も行ってまいります。

現在、除雪車位地管理システムの一部に不具合が生じており、18日の村内一斉除雪時には間に合いませんでしたが、取り急ぎホームページ、スマートフォンからユーチューブにてライブ配信を行っており、画面の拡大はできませんけれども、除雪状況を確認できるように対応しております。

また、自動運転バスは15日に役場に到着いたしました。21日、22日にはラッピング作業を行います。これは、定点カメラにて作業状況をホームページ、スマートフォン、それからＸにて確認ができるように、共有できるようにしてまいります。その後、手動走行検査が入りまして、本格的な実証実験に移るということになります。

令和５年も今日を入れて、あと13日となります。これから冬本番を迎えますが、議員各位におかれましては、ご自愛の上、これからも村政発展のためご協力を何とぞお願い申し上げます。来る令和６年が、弥彦村にとって輝かしい年になることを祈念し、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（本多隆峰議員）　ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（本多隆峰議員）　最後に、議長からご挨拶申し上げます。

皆様のご協力によりまして、12月定例会を滞りなく終了することができました。心から感謝を申し上げます。

本定例会では、条例、補正予算、追加議案など、村長提案の案件は全て可決されました。また、

請願３件のうち２案件が採択され、いずれも議員の慎重なる審議に対して御礼申し上げます。

令和５年度は、新型ウイルス感染症が第５類に位置づけされましたが、収束に至っておらず、インフルエンザも小・中学生及び高齢者への流行が心配されるところであります。また、高温、渇水による農作物の減収、物価の高騰対策支援など、村民の生活において安心できない状況が続いております。今後とも議会と執行部が力を合わせて、村民のために、おのおのの職責を果たしてまいりたいと強く感じておる次第であります。

今年もあと僅かとなりました。厳しい寒さが予想されます、十分ご注意をしていただき、新年が皆様にとって輝ける年でありますように、弥彦村の発展と村民の皆様の安寧を祈念いたしますとともに、12月定例会が無事終了することができましたことに、関係各位の皆様のその労に対して重ねて感謝を申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（本多隆峰議員）　以上をもちまして、令和５年第７回弥彦村議会12月定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前１１時１１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　本　　多　　隆　　峰

署名議員　　小　　熊　　　　正

署名議員　　安　　達　　宏　　行